

# 1. 熊本県から休業や時間短縮営業の要請があった施設

## (1) 休業要請施設

種類	施設
遊興施設等	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	ディスコ
	ショーパブ
	個室付浴場業に係る公衆浴場
	その他性風俗店
	カラオケボックス
	ライブハウス
	バー、スナック
	スポーツバー
	ダーツバー
	パブ
	ネットカフェ
	漫画喫茶
	場外車券売場
	射的場
運動施設、遊技施設	体育館
	屋内・屋外水泳場
	ボウリング場
	スケート場
	柔剣道場
	スポーツクラブ
	ホットヨガ、ヨガスタジオ
	マージャン店
	パチンコ屋
	ゲームセンター
テーマパーク	
遊園地	
劇場等	劇場
	映画館
	観覧場
	プラネタリウム
	演芸場

種類	施設	
大学・学習塾等	大学	
	専修学校・各種学校	
	高等専修学校	
	専門学校	
	学習塾	
	英会話教室	
	インターナショナルスクール	
	日本語学校・外国語学校	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	囲碁・将棋教室	
	音楽教室	
	自動車教習所	
学校 (上記を除く)	幼稚園	
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
	集会・展示施設	集会場
		公会堂
展示場		
貸会議室		
文化会館		
多目的ホール		

種類	施設
商業施設	DVD/ビデオショップ
	DVD/ビデオレンタル
	アウトドア用品、スポーツグッズ店
	ゴルフショップ
	エステサロン
	ネイルサロン
	まつ毛エクステンション
	脱毛サロン
	日焼けサロン
	写真屋
	フォトスタジオ
	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)
	ペット美容室(トリミング)
	金券ショップ
	囲碁・将棋盤店
	古物商(質屋を除く)
	住宅展示場
	展望室
	おもちゃ屋、鉄道模型屋
	土産物屋
美術品販売	
宝石類や金銀の販売店	
旅行代理店(店舗)	
博物館・ホテル等	博物館
	美術館
	図書館
	科学館
	動物園
	植物園
	水族館
	記念館
	ホテル(集会の用に供する部分に限る)
	旅館(集会の用に供する部分に限る)

今回  
拡充

# 2. 熊本県からの休業要請がなかった施設

種類	施設
生活必需物資販売施設	スーパーマーケット
	ドラッグストア
	卸売市場
	食料品売り場
	コンビニエンスストア
	百貨店・ショッピングモール内テナント
	ガソリンスタンド
	靴屋
	衣料品店
	寝具小売業
	カバン小売業
	下着類小売業
	雑貨屋
	文房具屋
	酒屋
	本屋
	自転車屋
	家電量販店
	園芸用品店
	鍵屋
	家具屋
	建具小売業
	畳小売業
	金物・荒物小売業
	陶磁器・ガラス器小売業
化粧品小売業	
写真機・写真材料小売業	
時計・眼鏡・光学機械小売業	
たばこ・喫煙器具専門小売業	
建築材料小売業	
自動車販売店(中古車・二輪自動車含む)	
カー用品店	
花屋	
ギフトショップ	
はんこ屋	
携帯ショップ 等	

種類	施設
医療施設等 ※いずれも各法で定める資格保有者が行うもの	病院
	診療所
	歯科医院
	薬局
	鍼灸・マッサージ
社会福祉施設等	接骨院
	柔道整復 等
	保育所
	放課後児童クラブ
	放課後等デイサービス
	障害児通所支援事業所
	その他児童福祉法関係の施設
	障害福祉サービス等事業所
	老人福祉法・介護保険法関係の施設
	その他の社会福祉施設 等
食事提供施設の一部 ※宅配・テイクアウトを主としている	弁当屋
	仕出し屋
	和菓子・洋菓子店 等
宿泊施設	ホテル
	カプセルホテル
	旅館 等
交通機関等	公共交通事業の店舗 等 (バス、タクシー、レンタカー等)
工場等	工場 作業場
その他	理髪店
	美容室
	銭湯(公衆浴場)
	貸衣装屋
	不動産屋
	結婚式場
	質屋
	獣医
	ペットホテル
	修理店(時計、靴、洋服等)
	ランドリー
クリーニング店	
事務所 等	

## (2) 食事提供施設

施設	備考
飲食店	1. 宅配・テイクアウト専門店を除く。 2. 朝5時～夜8時までの間の営業(酒類の提供は夜7時まで)
料理店	
喫茶店	
居酒屋 等	

※ 主に物品を保管する施設(倉庫、車庫等)は対象外。  
※ 国・県・市等から補助等を受けている場合は対象外。